

2016年3月11日

民主党
代表 岡田 克也 様

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生

要 請 書

東日本大震災の発生から本日で5年が経過します。政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」において復興期間を10年間と定め、当初5年を「集中復興期間」、さらに2016年度からの5年間は、被災地の自立につながる「復興・創生期間」とし、本年度末までに復興施策の基本方針を取りまとめることとしています。

しかしながら、現在も17万人を超える人々が避難を強いられるなど、いまだに多くの被災者が生活基盤を取り戻すことができていません。一方、被災3県の鉱工業指数はほぼ震災前の水準まで回復し、雇用者数も全体として回復しているものの、復旧・復興工事に携わる人材の不足や建設資材不足による価格の高騰、雇用のミスマッチ、沿岸部における人口減少などが復興の妨げになっています。

このたび連合は、被災3県でのヒアリング調査などを通じ、被災地で働く者の生の声を意見・提言として取りまとめました。ぜひとも復興に向けた施策に反映いただきますよう、以下の通り要請申し上げます。

(★：最重点政策)

(1) 復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

- a) 2016年度以降5年間の「復興・創生期間」における本格復興の道筋を明らかにするとともに、復興財源を確実に確保する。また、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮するなど、国が確実なバックアップを行う。★
- b) 被災地域の特性を活かし、農林漁業の6次産業化の推進や、医療・介護分野、再生可能エネルギー分野などの成長産業の育成など、複合政策を推進する。
- c) 復興・再生に必要な地域の行政機能を回復し、住民のニーズに対応するため、専門的分野に対応できる職員を被災自治体に配置するなど、必要な人材を確保する。また、被災自治体の人材確保を支えるため、震災復興特別交付税措置を継続・強化する。
- d) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、IAEA（国際原子力機関）と連携した事故の収束および放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

(2) 被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 被災地経済の早期復興、地域の雇用創出の核となる事業への雇用支援措置の継続などを通じ、質・量ともに十分な雇用を確保する。

- b)雇用のミスマッチ解消に向けた職業訓練メニューの充実をはかるとともに、労働局やハローワークが地方自治体と連携して就職支援体制を強化する。★
- c)福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事するすべての労働者について、離職後も含めた被ばく線量の管理徹底、過重労働防止のための十分な交替要員の確保、熱中症対策や転落防止など、労働安全衛生・健康管理対策を強化する。
- d)18歳未満の者の除染業務就労や、偽装請負や違法派遣などの労働法令違反がないよう、指導・監督を強化する。国が発注する除染などの業務において、下請を含めたすべての労働者に特殊勤務手当（除染手当）が確実に支払われる仕組みを早急に構築する。また、除染手当の不当な中間搾取を行っている業者などに対する指導・監督を強化する。

(3) 防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a)電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの安心・安全を確保するとともに、主要幹線道路や橋梁などの耐震補強や老朽化対策を早期に完了する。
- b)地域住民の意向を踏まえたうえで、環境負荷の小さいまちづくりとともに、行政、教育、医療、介護、生活などの機能を集約し総合交通体系を組み込んだ効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を、長期的な視野に立って推進する。
- c)建設が遅れている災害公営住宅の整備を加速し、仮設住宅からの移転を進めるとともに、仮設住宅から移り住むことができない被災者の個別事情を踏まえた相談体制の充実や家賃負担の軽減措置を拡充する。★
- d)独居の高齢者の増加や自治会機能の低下によって、地域のつながりが希薄になる問題や孤立死が発生していることから、「見守り活動」への支援を強化する。★
- e)「福島再生加速化交付金」を継続し、避難指示解除が見込まれている地域の避難住民が早期帰還・定住を実現できるよう、安心・安全な生活拠点形成のための対応を着実に進める。
- f)医療・福祉・介護など社会保障サービス分野における人材確保と、医療機関、施設等の再建支援により提供体制を整備し、必要なサービスへの円滑なアクセスを可能とすることで、「日常生活」を取り戻す。

(4) 放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理

- a)放射性物質により汚染された廃棄物や除染後の表土などの処理について、地元・近隣住民・地方自治体の合意を得つつ、中間貯蔵施設など、処理に必要な施設の整備を進め、仮置き場・仮々置き場に山積している残土を含め迅速に対応する。また、大量の残土などを処理施設に輸送する際には、通学時間や渋滞時間帯を避けるなど、地域住民や一般の道路利用者への影響を抑えつつ、安全を確保する。

(5) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安心・安全の確保

- a)放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品に対し、法定による生産・出荷時の検査体制を維持するための公的補助を継続し、検査結果にもとづく適切な流通管理を通じて食の安心・安全を確保する。
- b)放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品を取り扱

う流通・販売事業者において、事業規模にかかわらず広く放射性物質の検査体制整備・強化がはかられるよう公的補助を行い、風評被害の回避を進める。

(6) 安心して学び遊べる教育環境の整備

- a) 被災 3 県において、保護者のメンタルヘルスが子どもに影響していることから、保護者と子どもを包括的に支援するため、養護教諭を全校に複数配置するとともに、スクールカウンセラーの常勤配置を推進する。加えて、学校と被災者の心のケア対策を行う自治体や団体などとの連携強化を支援する。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が続いていることから、「福島再生加速化交付金」を継続し、子どもたちが安心して遊べる屋内施設の整備を進める。
- c) 子どもたちが安心して学べるよう、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による、保育料や入園料、小中学生に対する学用品費や給食費の援助など、教育費に関する公的支援を継続する。

以 上

